



島根県報

令和2年12月22日（火）

号外 第 156 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例	(女性活躍推進課)	6
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	8
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	9
公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例	(薬 事 衛 生 課)	10
島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例	(農 畜 産 課)	13
県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例	(審 査 指 導 課)	16
警察職員の住宅の用に供するための普通財産の無償貸付けの特例に関する条例	(警 察 本 部)	17

公布された条例等のあらまし

◇島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 条例の概要

- (1) 冷暖房設備を年間を通じて運転することに伴い、施設使用料の額を改定することとした。（別表関係）
- (2) 施設種別の変更（別表関係）

改正前	改正後
生活創造スタジオ	研修室6
和室1	和室
和室2	

- (3) 和室の2分の1を使用する場合の使用料の額は、和室の使用料の額の5割に相当する額とすることとした。（別表関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 条例の概要

海区漁業調整委員会の委員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、当該委員の県に対する損害を賠償する責任を免れさせる額から控除する額を次のとおり改正することとした。（第3条関係）

改正前	改正後
普通地方公共団体の長等の基準給与年額に4を乗じて得た額	普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第50号）

1 条例の概要

- (1) 特定非営利活動促進法に基づく事務のうち、次の事務を知夫村に権限移譲することとした。（第2条の表第35号関係）

- ア 設立の認証の申請書の受理及び設立の認証
- イ 設立の認証の申請に係る公告又は公表及び関係書類の縦覧並びに設立の認証及び不認証の通知
- ウ 登記の完了の届出の受理及び登記をしない場合の認証の取消し
- エ 仮理事及び特別代理人の選任
- オ 不正行為等の報告の受理
- カ 役員の氏名等の変更の届出の受理
- キ 定款の変更の認証並びに軽微な事項に係る定款の変更の届出及び登記事項証明書の受理
- ク 事業報告書等の受理
- ケ 事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧又は謄写の実施
- コ 解散の認定及び解散の届出の受理
- サ 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理
- シ 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証
- ス 裁判所に対する意見の陳述及び裁判所の調査嘱託

- セ 合併の認証
- ソ 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令
- タ 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする場合の理由を記載した書面の交付
- チ 警察本部長の意見の聴取

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を益田市及び大田市に権限移譲することとした。

(第2条の表第56号関係)

- ア 母子・父子・寡婦福祉資金（母子・父子福祉団体に対するものを除く。イからカまでにおいて同じ。）の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理
- イ 母子・父子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理
- ウ 母子・父子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理
- エ 母子・父子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理
- オ 母子・父子・寡婦福祉資金についての違約金の徴収の特例に係る申請の受理
- カ 母子・父子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理
- キ その他母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

(3) 引用する条項の整理

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)については、公布の日から施行することとした。

◇公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1 条例の概要

次に掲げる条例の衛生措置の基準に係る規定の整備

- (1) 公衆浴場法施行条例
- (2) 旅館業法施行条例

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例（条例第52号）

1 条例の概要

(1) 目的

この条例は、農産物の種子及び種苗（以下「種子等」という。）の確保に関し必要な事項を定めることにより、多様化する需要に応じた的確に農産物を生産するために必要な種子等の安定的な確保を図り、もって本県農業の持続的な発展に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）

(2) 県の責務

ア 県は、種子等の安定的な確保に関する施策を推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとする事とした。（第2条第1項関係）

イ 県は、施策の推進に当たっては、種子等の安定的な確保に係る機関、団体その他の関係者（以下「関係機関等」という。）と連携を図るものとする事とした。（第2条第2項関係）

(3) 関係機関等の役割

関係機関等は、県が実施する種子等の安定的な確保に関する施策に協力するものとする事とした。（第3条関係）

(4) 種子等の確保の基本

ア 種子等の確保については、農業者が、需要に応じた農産物の生産が農業経営に不可欠であることを踏まえ、生産する品種を自ら選択し、その種子等を多様な方法の中から適切に調達することを基本とするものとした。（第4条第1項関係）

イ 県は、農業者が種子等を自ら安定的に調達できるよう、種子等の生産その他の必要な措置を講ずるものとした。（第4条第2項関係）

ウ 県は、気象災害、社会経済情勢の変化等により、農業者が種子等を調達することが困難となる場合に備え、他の都道府県との協力により種子等を安定的に確保する仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとした。（第4条第3項関係）

(5) 種子等の生産

県は、農産物の需要の見通し、農業者の種子等の調達状況等に鑑み、知事が別に定める品種の種子等が計画的に生産されるよう、(6)から(8)までの措置を行うものとした。（第5条関係）

(6) ほ場の指定及び審査

ア 知事は、種子等の生産を行おうとする者の申請に応じ、種子等の生産に適すると認めるほ場を指定種子等生産ほ場として指定することができることとした。（第6条第1項関係）

イ 指定種子等生産ほ場を経営する者（以下「指定種子等生産者」という。）は、次の審査を受けるものとした。（第6条第2項関係）

(7) ほ場審査（指定種子等生産ほ場において栽培中の農産物の適否について審査することをいう。）

(4) 生産物審査（指定種子等生産ほ場で生産された種子等の適否について審査することをいう。）

ウ 知事は、イの審査の結果について、指定種子等生産者に通知するものとした。（第6条第3項関係）

エ イの審査の基準及び方法は、知事が別に定めることとした。（第6条第4項関係）

(7) 指導及び助言

知事は、指定種子等生産者に対し、種子等の生産のために必要な指導及び助言を行うものとした。（第7条関係）

(8) 原種及び原原種の生産

ア 知事は、種子等の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産に必要な原原種の生産を行うものとした。（第8条第1項関係）

イ 知事は、県以外の者が経営するほ場において原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認めるときは、当該ほ場を、当該者の申請に応じ、指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができることとした。（第8条第2項関係）

ウ (6)及び(7)は、指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種又は原原種の生産について準用することとした。（第8条第3項関係）

(9) 県内外からの円滑な種子等の確保

県は、農業者が種子等を円滑に調達できるよう、県内外における種子等の生産及び供給の状況等の情報収集、県内外の種子等生産者団体等との関係強化による調達先の確保、農業者に対する助言及び情報提供その他の必要な措置を講ずるものとした。（第9条関係）

(10) 財政上の措置

県は、種子等の安定的な確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。（第10条関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例（条例第53号）

1 条例の概要

県税外収入金の延滞金の割合に係る規定の整備（附則第4項関係）

2 施行期日

令和3年1月1日から施行することとした。

◇警察職員の住宅の用に供するための普通財産の無償貸付けの特例に関する条例（条例第54号）

1 条例の概要

- (1) この条例は、警察職員の住宅の用に供するために普通財産を貸し付ける場合における財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。 （第1条関係）
- (2) 警察職員の住宅の建設及び管理運営に係る事業を実施しようとする者に対して、県が所有する土地を無償で貸し付けることができることとした。 （第2条関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 48 号

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

ホール	10,430円	13,910円	13,040円	22,610円	26,280円	32,110円
楽屋 1	130円	170円	160円	280円	330円	410円
楽屋 2	180円	240円	220円	390円	450円	560円
多目的研修室	1,780円	2,370円	2,230円	3,860円	4,490円	5,490円
研修室 1	2,080円	2,780円	2,610円	4,520円	5,260円	6,430円
研修室 2 又は 研修室 3	1,320円	1,760円	1,650円	2,870円	3,330円	4,080円
研修室 4	1,360円	1,810円	1,700円	2,950円	3,430円	4,200円
研修室 5	1,470円	1,970円	1,840円	3,200円	3,720円	4,550円
特別会議室	2,980円	3,970円	3,720円	6,450円	7,500円	9,170円
生活創造スタ ジオ	2,740円	3,660円	3,430円	5,950円	6,910円	8,450円
和室 1	730円	970円	910円	1,590円	1,840円	2,260円
和室 2	580円	780円	730円	1,270円	1,480円	1,810円

を

ホール	13,550円	18,080円	16,950円	29,390円	34,160円	41,740円
楽屋 1	160円	220円	200円	360円	420円	530円
楽屋 2	230円	310円	280円	500円	580円	720円
多目的研修室	2,310円	3,080円	2,890円	5,010円	5,830円	7,130円

研修室 1	2,700円	3,610円	3,390円	5,870円	6,830円	8,350円
研修室 2 又は 研修室 3	1,710円	2,280円	2,140円	3,730円	4,320円	5,300円
研修室 4	1,760円	2,350円	2,210円	3,830円	4,450円	5,460円
研修室 5	1,910円	2,560円	2,390円	4,160円	4,830円	5,910円
研修室 6	3,560円	4,750円	4,450円	7,730円	8,980円	10,980円
特別会議室	3,870円	5,160円	4,830円	8,380円	9,750円	11,920円
和室	1,700円	2,270円	2,130円	3,710円	4,310円	5,290円

に改め、同表備考 5 を次のように改める。

- 5 和室の 2 分の 1 を使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額（第 1 号又は前号の規定により加算した場合は、その加算後の額）の 5 割に相当する額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立男女共同参画センターの施設の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 49 号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年島根県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同条第 3 号中「収用委員会の委員」の次に「、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）附則第 15 条第 2 項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の一部免責については、この条例による改正後の知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第 3 条第 3 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 50 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第35号右欄中「西ノ島町」の次に「、知夫村」を加え、同表第56号左欄の(5)中「第 8 条第 5 項、第31条の 6 第 5 項又は第37条第 5 項」を「第 8 条第 6 項、第31条の 6 第 6 項又は第37条第 6 項」に改め、同号右欄中「浜田市、出雲市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町」を「各市町村（松江市を除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表第56号左欄の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第35号左欄に掲げる事務で同日以後においては知夫村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、それぞれ知夫村長のした処分その他の行為又は知夫村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 51 号

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第 1 条 公衆浴場法施行条例(昭和 23 年島根県条例第 72 号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 の項第 21 号中「浴槽」を「浴槽水」に改め、「をいう。」の次に「次項第 26 号において同じ。」を加え、同表の 2 の項第 12 号中「水道水(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 1 項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。)以外の水を使用した上がり用湯水及び浴槽水」を「浴槽水及び水道水(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 1 項に規定する水道により供給される水をいう。第 25 号において同じ。)以外の水を使用した上がり用湯水」に改め、同項第 19 号ア中「0.2 ミリグラムから 0.4 ミリグラム程度までに」を「0.4 ミリグラム程度に」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 結合塩素のモノクロラミンを用いて消毒を行う場合にあっては、モノクロラミンの濃度を 1 リットル中 3 ミリグラム程度に保つこと。

別表の 2 の項中第 25 号を第 28 号とし、同項第 24 号中「壁面」を「内部」に、「塩素消毒等」を「塩素系薬剤等」に改め、同号を同項第 27 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(26) 気泡発生装置を設置している場合にあっては、内部に生物膜が形成されないように定期的に清掃及び消毒を行うこと。

別表の 2 の項中第 23 号を第 25 号とし、第 22 号を第 24 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(23) シャワーは 1 週間に 1 回以上内部の水が置き換わるように通水し、シャワーヘッド及びホースは 6 月に 1 回以上点検するとともに、その内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を 1 年に 1 回以上行うこと。

別表の 2 の項第 21 号中「清掃」の次に「及び消毒」を加え、同号を同項第 22 号とし、同項第 20 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 循環式浴槽（湯水の使用量を少なくする目的で浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。）の浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

（旅館業法施行条例の一部改正）

第 2 条 旅館業法施行条例（昭和 45 年島根県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「。以下この条において「令」という。」を削る。

第 5 条第 2 項第 2 号中「同表 6 の項から 18 の項」を「同表の 6 の項から 21 の項」に改め、同項第 3 号中「以下」を「別表第 2 において」に改める。

別表第 1 の 7 の項中「をいう。」の次に「次表の 18 の項において同じ。」を加える。

別表第 2 の 2 の項中「水道水以外の水を使用した上がり用湯水及び浴槽水」を「浴槽水及び水道水以外の水を使用した上がり用湯水」に改め、同表の 11 の項第 1 号中「1 リットル中 0.2 ミリグラムから 0.4 ミリグラム程度までに」を「、1 リットル中 0.4 ミリグラム程度に」に改め、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 結合塩素のモノクロラミンを用いて消毒を行う場合にあっては、モノクロラミンの濃度を 1 リットル中 3 ミリグラム程度に保つこと。

別表第 2 中 18 の項を 21 の項とし、17 の項を 20 の項とし、同表の 16 の項中「壁面」を「内部」に、「塩素消毒等」を「塩素系薬剤等」に改め、同項を同表の 19 の項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

- 18 気泡発生装置を設置している場合にあっては、内部に生物膜が形成されないように定期的に清掃及び消毒を行うこと。

別表第 2 中 15 の項を 17 の項とし、14 の項を 16 の項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

- 15 シャワーは 1 週間に 1 回以上内部の水が置き換わるように通水し、シャ

ワーヘッド及びホースは 6 月に 1 回以上点検するとともに、その内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を 1 年に 1 回以上行うこと。

別表第 2 の 13 の項中「清掃」の次に「及び消毒」を加え、同項を同表の 14 の項とし、同表の 12 の項の次に次の 1 項を加える。

- 13 循環式浴槽（湯水の使用量を少なくする目的で浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。）の浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 52 号

島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、農産物の種子及び種苗（以下「種子等」という。）の確保に関し必要な事項を定めることにより、多様化する需要に応じて的確に農産物を生産するために必要な種子等の安定的な確保を図り、もって本県農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、種子等の安定的な確保に関する施策を推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、施策の推進に当たっては、種子等の安定的な確保に係る機関、団体その他の関係者（次条において「関係機関等」という。）と連携を図るものとする。

(関係機関等の役割)

第 3 条 関係機関等は、県が実施する種子等の安定的な確保に関する施策に協力するものとする。

(種子等の確保の基本)

第 4 条 種子等の確保については、農業者が、需要に応じた農産物の生産が農業経営に不可欠であることを踏まえ、生産する品種を自ら選択し、その種子等を多様な方法の中から適切に調達することを基本とするものとする。

2 県は、農業者が種子等を自ら安定的に調達できるよう、種子等の生産その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、気象災害、社会経済情勢の変化等により、農業者が種子等を調達することが困難となる場合に備え、他の都道府県との協力により種子等を安定的に確保する仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。

(種子等の生産)

第 5 条 県は、農産物の需要の見通し、農業者の種子等の調達状況等に鑑み、知事が別に定める品種の種子等が計画的に生産されるよう、次条から第 8 条までに掲げる措置を行うものとする。

(ほ場の指定及び審査)

第 6 条 知事は、種子等の生産を行おうとする者の申請に応じ、種子等の生産に適すると認めるほ場を指定種子等生産ほ場として指定することができる。

2 指定種子等生産ほ場を経営する者（第 3 項及び次条において「指定種子等生産者」という。）は、次に掲げる審査を受けるものとする。

(1) ほ場審査（指定種子等生産ほ場において栽培中の農産物の適否について審査することをいう。）

(2) 生産物審査（指定種子等生産ほ場で生産された種子等の適否について審査することをいう。）

3 知事は、前項各号に掲げる審査の結果について、指定種子等生産者に通知するものとする。

4 第 2 項各号に掲げる審査の基準及び方法は、知事が別に定める。

(指導及び助言)

第 7 条 知事は、指定種子等生産者に対し、種子等の生産のために必要な指導及び助言を行うものとする。

(原種及び原原種の生産)

第 8 条 知事は、種子等の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産に必要な原原種の生産を行うものとする。

2 知事は、県以外の者が経営するほ場において原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認めるときは、当該ほ場を、当該者の申請に応じ、指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができる。

3 前 2 条の規定は、指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種又は原原種の生産について準用する。

(県内外からの円滑な種子等の確保)

第 9 条 県は、農業者が種子等を円滑に調達できるよう、県内外における種子等

の生産及び供給の状況等の情報収集、県内外の種子等生産者団体等との関係強化による調達先の確保、農業者に対する助言及び情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、種子等の安定的な確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に知事がした指定その他の行為又はこの条例の施行の際現にされている指定の申請その他の行為であって、第 6 条及び第 8 条の規定による行為に相当するものは、それぞれこれらの規定によりされたものとみなす。

県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 53 号

県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例

県税外収入金の延滞金徴収に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の県税外収入金の延滞金徴収に関する条例附則第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

警察職員の住宅の用に供するための普通財産の無償貸付けの特例に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 54 号

警察職員の住宅の用に供するための普通財産の無償貸付けの特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、警察職員の住宅（警察職員の居住の用に供するため県以外の者が設置する家屋、工作物及びこれらに附帯する設備をいう。次条において同じ。）の用に供するために普通財産を貸し付ける場合における財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和 39 年島根県条例第 41 号）の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(無償貸付けの特例)

第 2 条 警察職員の住宅の建設及び管理運営に係る事業を実施しようとする者に対して当該事業の用に供するため県が所有する土地を貸し付ける場合は、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、当該土地を無償で貸し付けることができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。